

第4回 全員協議会会議録

令和3年9月3日(金)
委員会 議室

○会議日程

- 1 開会宣告(12時58分)
- 2 協議事項
 - ①第3回議会運営委員会の結果報告について
 - ②長期間議会活動ができない場合の議員報酬等の減額する条例の制定について
- 3 その他
 - ・西天北五町衛生施設組合議会定例会の概要について
- 4 閉会宣告(13時55分)

○出席議員(7名)

議長	8番	高橋秀之
副議長	7番	西澤裕之
議員	1番	高橋秀明
議員	2番	佐藤忠志
議員	3番	斎賀弘孝
議員	4番	植村敦
議員	5番	無量谷隆

○議会事務局出席者

事務局 長	早坂 敦
主 事	満保 希来

高橋秀之議長

それでは、第4回の全員協議会を開催いたします。

協議事項、まず(1)第3回議会運営委員会の結果報告について。無量谷委員長、よろしくをお願いします。

無量谷議会運営委員会委員長

それでは、第3回議会運営委員会で協議した、令和3年第6回幌延町議会定例会の会期日程についてのその結果を報告します。

1、議会日程ですが、(1)招集日は9月16日、午前10時とします。

(2)会期は9月16日から21日までの6日間とし、会議日は16日、17日の2日間で、21日は予備日とします。

(3)議事日程につきましては、別紙のとおりとなっております。

2、審議方法ですが、一般議案、補正予算とも、提案理由の説明、審議を行って、討論を省略し、簡易表決といたします。なお、報告第2号と第3号は関連がありますので、一括議題とします。

(2)令和2年度決算の認定については、①本会議において一般会計ほか6会計は、一括議題とし、提案理由の説明を受け、決算審査特別委員会を設置し、これに付託します。

②決算審査特別委員会の審査方法ですが、各会計ごとに質疑を行い、討論を省略し、簡易表決とします。委員長報告は、委員長に一任とします。なお、討論省略、簡易表決に異議があるときは、討論を行い、起立表決を行うことにします。

③本会議の委員長報告ですが、一括報告とし、審議及び討論を省略し、簡易表決とします。なお、特別委員会の審査結果によっては、一般会計と特別会計に分けて討論、表決を行うことにします。

④決算審査特別委員会の委員長は私、無量谷。副委員長には高橋秀明議員を指名推薦により選任することにいたしましたので、よろしくお願いたします。

3、一般質問の通告期限は、9月9日午後2時までとします。期限厳守をお願いします。

4、意見書提出の妖精等の取扱いであります。その内容は別紙のとおりで、議会運営委員会の協議の結果、採択3件、継続2件とします。

採択された意見書に関しては、①の意見書は提出者佐藤議員、賛成者私、無量谷。②の意見書は、提出者が高橋秀明議員、賛成者斎賀議員。③の意見書は提出者西澤議員、賛成者植村議員にしたいので、よろしくをお願いします。

5、その他であります。 (1)6月定例会で延期しておりました、町民憲章の唱和については、今回も見送ることとしました。なお、本件については、12月定例会前に再度検討することにしたのでよろしくお願いいたします。

(2)町で設定しているクールビズの期間が9月30日までとなっておりますので、9月定例会でも、ノーネクタイノー上着により行いたいと思います。

(3)議案の発送は本日となっており、お帰りの際、お渡しすることになっております。

以上、委員長報告といたします。

高橋秀之議長

どうもありがとうございました。

ただいまの議会運営委員会委員長報告について、報告なんで、質問っていうわけでもないですけど、何かお聞きしたいことがあれば受けますけど、よろしいですか。

(「ありません」の声あり)

いいですか。

それでは、協議事項の(2)長期間議会活動が出来ない場合の議員報酬等の減額する条例の制定についてを議題といたします。

このことについては、7月19日の臨時議会後だったと思うんですけど、そこで皆さんと1回協議をし、この9月3日の協議会において、支給率を決定するというようにしておりました。そして、また12月の定例会に条例の制定を予定しているってことを報告いたしました。

その件について、このとおりでいけば、今日支給率を決めて、12月定例に出して良いか悪いかをここで、決めていきたいと思えますんで、皆様にもその支給率等については考えてきてくださいっていうことで、言っといたと思えますんで、皆さんのご意見を聞けるかと思えますんで、よろしく願いいたします。

まずは支給率のほうから。何かあればどんどん意見を言っていただければ。

齋賀議員

これでいいと思います。稚内方式。

高橋秀之議長

他の人方は。そしたら、無量谷さんから聞いていくか。こういうのあると思うんですけど、どの支給率っていうか、率を変えてもいいんですけど、自分が思ってる率を言っていたら。どこの町村がいいか、この支給率この町で、ここだけちょっと増やそうとか減らそうとかもいいですけど。

無量谷議員

ちょっと確認したいんですけどね。この基準日の日にちの始まりっていうかさ。その人が休みたい、休むことになった日にちからなのか、あるいは議会のその後休むと言っても、その後ずっと議会が公的に予定がなかった。そうした場合は。

高橋秀之議長

この後ろにあると思うんですけど、定義。

佐藤議員

例えば、今回9月の議会出て、9月の30日から入院してったら、どこまでのなっていくんだい。議会の会議になっていくと。どこから90日って。

西澤副議長

12月からの会議もしくは事業が行った日なんで。委員会がその前にあるので。

齋賀議員

こども議会は。

西澤副議長

も事業ですね。

齋賀議員

こども議会の日は数えられる。

早坂事務局長

その直近のこの議会活動からですね。委員会であるとか、本会議であるとか。何かしら議会活動があった日から始まるということです。

西澤副議長

9月の議会が終わって9月30日にもし入院した場合、次の定例会は12月なんですけど、その前に委員会があり、例えばこども議会があったとしたら、こども議会の日から数えます。半年とか、90日とか。

佐藤議員

いろんなまちづくり委員会だ、いろんなものがもう全部該当になるってことだもんね。

高橋秀之議長

広報なんかの集まりは。

西澤副議長

広報もなります。それに所属していれば。

植村議員

前6ヵ月っていうのは、その6ヵ月以前の休みを対象になりますよということなんでしょ。

早坂事務局長

これちょっと複雑で、前にも説明したけどちょっと複雑なのでもう一度だけ説明させてください。

算定の基準日って、手当の関係なんですけども、要は基準日っていうのが6月1日と12月1日にあります。それが6月手当分と12月手当分の基準って形になるんですけども、その基準日現在で、休みが180日を超えていけば、なるっていうのがこの基準日と書かれてるやつですね。

そうじゃなくて前6ヵ月っていうのは、基準日から前6ヵ月だから、前の基準日から今の基準日までの間に1度でもこの報酬が下がった場合はそれを該当させますよってことですね。

基準日現在でどうかじゃなくて、その基準日の前6ヵ月間どうだったかっていうのを見るのがこの前6ヵ月と書かれてやつです。手当の場合です。報酬はもう全て1日が基準になりますので、その時その時に判断するということになります。

高橋秀明議員

稚内市の例がこう書いてるんですけども、先ほど斎賀議員が稚内が良いんじゃないかという、私もその意見に賛成なんです。

この稚内市の決め方がですね、1人でも反対者がいたらこの制度は作らないという前提で協議したということなんで、できればですね、いろんな考えあると思うんですけども、例えば猿払に比べれば、いただける金額は2割ほど低いと。そういうことを加味してですね、やっぱり幌延の今7人いる全員がですね、稚内市でいこうということになれば、1番いいかなと思ってます。

佐藤議員

確かに稚内市と見ると、貰ってる基準と市と町の違いもあるだろうし、私はそこまで気使わなきゃならんのかなと。例えば3ヵ月入院したら、報酬を削ると。そこら辺が町民としては、そんなことまで思ってる人がそういないと思うと自分で思ってます。

ただ、議員の自分としての感情として、6ヵ月、3ヵ月休んだ、報酬カット、お金が欲しいわけじゃないんですけど。そこまで詰めなきゃならんのかなと思って。自分としては18

0でいいんでないかなと思ってます。

別にその議員報酬が欲しいわけでもない、何ともない。次のいろんなものを考えていったときに、そこまで厳しくしなきゃ、ただでさえ議員の成り手がない。ああでもない、こうでもない言ってる中で、そこまで議員としてのあれを律していかなきゃならんのかなというような気がしてます。

植村議員

稚内の事例で行こうという方が、今の時点多いのかなと思います。それぞれの主張していくとなかなかまとまらないで、個人的には市議の報酬と町議の報酬いうのはかなり額が違うんで、もっと厳しくというふうには思っているんですけども、稚内市の基準でやりましょうということであれば、私はそっちのほうに投票したいと思います。

西澤副議長

除外事由も含めて稚内の取組に賛成です。

無量谷議員

町議の中で、ほかの町村と別な形の決め方もなんか新聞に載ってたんですけども。こうやって稚内を基本として今まで進めた中では致し方ないかなと思うんですけど。そして100%じゃないとしても、何かのこういう形であつたらいいかなって感じはしてます。

(高橋秀之議長「稚内方式でいいですか」)

はい。

高橋秀之議長

皆さんのご意見、聞かせていただきました。

稚内方式が多いってということで、全員協議会なんで、多数決っていうわけじゃないんですけど、稚内方式で全てを含めて、除外事由も含めて稚内方式でいきたいと思います。

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

すいません。稚内方式で行かさせていただきます。

それともう一つ、あとは条例の制定。12月定例で制定して、4月1日からか1月1日から、どちらかだと思うんですけど、どうしたらいいですか。

無量谷議員

年度初め。

高橋秀之議長

そしたら4月1日から。

佐藤議員

やるんだったら、さっさとやったほうがいいんでないかと思うけね。

高橋秀之議長

いいですか。1月1日。

斎賀議員

私はね、4月でいいと思ったんです。

全然この委員会のほうでは1回も議会だより出てないでしょ。周知期間、それなりにちゃんと知らせてやらないと。いきなり決めて、いきなりやるのもあれだと思うんで、やっぱり町民のことを思ったら、12月にあったことを議会だよりに載せてもらって、それで4月か

らの方がいいと思います。俺はね。

高橋秀之議長

4月1日っていうことで、1月1日って人は納得したみたいなんで、一応12月の定例で条例を出させてもらって、4月1日からっていうことで、よろしいですか。

西澤副議長

前回の資料ちょっと今日持ってきてなくて申し訳ないんですけども、特例条例がついてるところがあるんで、この特例条例ってちょっと気になるので、お願いします。

早坂事務局長

この特例条例に丸ついている、丸ついてないというところなんでけども。これはですね、要は、これを議員報酬の今現在ある条例に、条例を改正して対応することもできるんですが、それとは別な条例を立てて、こういう場合はこうですよというような何ていうか、参酌するといましようか、そういった形で設定することも可能だってことなんすね。それが丸ついているやつ、特例条例に丸ついているところは、別に条例を持ってるという形なんすね。

ですので、これはやり方の問題なので、この辺につきましてはですね、申し訳ありません。よろしければ事務局のほうにですね、一任いただくと本当は助かります。

というのは、今これからちょっと条例改正のことを調べまして、どういった形でやるのが1番こうスムーズに進むのかとか、そういったこともですね、ちょっと内部で調べたいと思いますので、この辺はもしよろしければ一任していただくと、こちらとしては助かるというような状況です。

高橋秀之議長

今、説明のとおり、事務局に一任するってことで、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

したら、よろしく願いいたします。

今決定した、12月に出して、4月1日から。その特例条例については、事務局一任ということで決定させていただきます。よろしく願いいたします。

早坂事務局長

ということで今決まりましたので、これからですね、事務局のほうで先ほども特例条例の方も含めまして、粗々作っていきます。そして、12月定例会に向けた、全員協議会の中でですね、こういった形で条例改正なのか、もしくは新規条例を制定するのかというようなところをですね、お示しをして、12月定例会に諮るというようなスケジュールになろうかと思っておりますので、この辺りをご理解をしておいていただきたいというふうに思います。

高橋秀之議長

はい、ありがとうございました。

それでは、3のその他っていうことで、西天北五町衛生組合議会定例会について。

西澤副議長

昨日8月に西天北の衛生組合の議会がございまして、決算審査がありました。

そこは特段何も質疑応答なく終わったんですけども、ただ一点。ごみの処理場がいっぱいになってきているという話は、皆さんご承知のとおりかと思うんですけども、それに向けて、今後、話し合いを行っていくという話が事務局からありましたので、またそういう話が出てきたときには、議員の皆さんのほうに、随時お話しさせていただきながら、西天北のほ

うでも、皆さんの意見も取り入れながら進めていきたいというふうに考えておりますので。またそのときになりましたら、お話しさせていただきます。

以上ですが、斎賀さん、何かあれば。

(斎賀議員「ないです」)

高橋秀之議長

ありがとうございました。

その他って言うことで事務局のほうからお知らせっていうか、ありますんで。

早坂事務局長

その他ということですね、事務局のほうから4点ほどお話をさせていただきたいと思えます。

まず1点目なんですが、先ほど西天のですね、議会の話も出ましたけども、従前からちょっと延期という形になっておりました町内視察の件でした。

こちらに関しましては、当初からといいましょうか、西天のですね、ペレットボイラーの燃料の工場の見学ですとか、ボイラーの見学してはどうかということでしたが、コロナ禍の関係でですね、なかなかちょっと開催が出来てないというような状況の中で、これからまたちょっと日程等ですね、考えていきたくったんですけどもなかなかそれもうまくいかないような状況になってきてるので、ちょっと新型コロナの状況をですね、見ながら改めてですね、日程のほうを設定させていただいた上で、見に行ければというふうに事務局としては考えておりました。このあたりですね、議長等とですね、協議をちょっと進めながら、改めてですね、ご案内させていただきたいなというふうに考えておりますので、その辺りはご承知おきいただきたいなというふうに思います。それがまず1点目です。

2点目なんですが、こちらですねちょっと今日の朝なんですけども、執行部のほうからですね話があったんですけども、実は令和3年度の当初予算書、国民健康保険特別会計の当初予算書なんですけども、一部ですね文言が書かされてなかったページがあったということですね、体制には全く影響ないんですけども、そのページをですね、差し替えさせていただきたいというようなお話が来ておりました。

それで、16日の定例会のときにですね、もしお持ちいただければ、担当のほうで1ページ、ちょっと差し替わるだけなんですけども、それが担当のほうでやりたいというようなお話を来ておりましたので、16日にですね、もしよろしければといいましょうか、文言が足りてない部分ありますので、表題がちょっと違うというような話でしたね。ですので、そこら辺をですね、ちょっと踏まえまして、16日の日にですね、国民健康保険の当初予算の予算書のほうですね、お持ちいただきたいなというふうに考えております。これが2点目でした。

3点目なんですが、これは年間の計画の中にも入っておりましたけども、宗谷管内の議員研修会。今年10月7日にですね、浜頓別で開催される予定ということだったんですけども、なかなか新型コロナが収束しないというような中で、議長会のほうでもですね、意見等を集約しながら、今年どうしたらいいかというような話を協議していたというふうに聞いておまして、その結果ですね今年につきましても、開催を見送るというようなことで、つい先日連絡が来たということです。

それで来年度以降ですね、どうなるかということに関しましては、この年明け1月にです

ね、管内の議長会開かれますので、その総会の席ですね、今後のことを決めていきたいというようなお話が出ていたということです。

ちなみに浜頓別の次は幌延町が担当になっておりますので、その辺りちょっとこう動きによっては、来年度もしかしたらうちの町で開催という可能性が無きにしも非ずというところだけは。

(西澤副議長「断固拒否で」)

そこは議長の、という形なんですけど。

恐らく浜頓別やってないので、そのままスライドでという形にはなると思うんですけども、次はうちということですので、ちょっとなかなか難しい部分もあると思いますけども、それが3点目の報告ということです。

4点目なんですけど、これもちょっと例年なんですけども、人事院からの勧告ということで、公務員の給与改定のほうが、今年につきましても予定されるというようなことで、示されております。

月額給料に関しましては変わらないんですが、手当の率が0.15ヵ月分減るというようなことで、人事院のほうから既に勧告がなされてるというようなことで、町としましても、この12月の定例会に向けて町長以下特別職また職員の分ですね、の手当の減額の改正をするというようなことを予定してるということでした。

それに伴いまして、議会議員のですね、年末手当ですね、こちらの率もですね、併せて改正をさせていただきたいというようなことで、事前にですね、打診がありましたので、このあたりにつきましては、従前より議会もですね、この人事院勧告に従っていくというようなことで、率の改定を行ってきたというようなこともありますので、このあたりもちょっとご承知おきをいただきたいなということで、ご説明をさせていただきました。

なお、これが12月に改正ということになりますと、先ほど言ったですね、長期間議員活動が出来ない場合の議員報酬等の減額っていうようなことの改正と一部ちょっと重複する可能性が出てくるんですね。要はこのどちらも改正するような形になるので、もしかしたらそれと併せて、その手当の率も下げる改正もうちのほうから議員提案という形でなされる可能性があるというようなことで、その辺りもですね、ご承知おきいただきたいというふうに思っております。

以上4点、長々と説明させていただきましたけども、事務局から報告としては以上です。

高橋秀之議長

事務局からの報告は報告として、これで終わらせていただきます。

その他っていうことで、高橋さん何かあると聞いているんで、どうぞ。

高橋秀明議員「メモ書きがあるので取ってきます」

ここで休憩を挟みます。

(13時27分 休 憩)

(13時28分 開 議)

では会議を再開します。

高橋秀明議員

2つあるうちの1つ目は、私は問寒別に天文台という構想がありますということで、町長に答弁を求めてた質問で、議員の中で協議していただいて、予算とかを出していただければ、

それはそれで認める、認めないの権利は無いと思うんですけども、協議してほしいというだったので。

とてつもない話に聞こえたかもしれないですけども、逆に言えば、問寒別の方に失礼な真っ暗いとかっていう言い方をしてしまったかと思うんですけども。幌延にできれば、日本最北の天文台になるんですよね。近い所では初山別。初山別は町のグループがやってるもので、あと名寄の天文台は、先代からやってる何かの延長で偉い先生がいて、その単独の天文台を市立にしたものという記述がありました。

幌延で造るとした場合、私もネタとか、また頭の中に数字を持ってるわけではなくて、どのくらいの規模なのかさっぱりわからないんですけども。7、8年というのは、原子力電源三法交付金の予算が出たので、延長になってほどよい期間があるんですけども。そんなに焦らないで、少しずつ。形として私が言うのも変なんですけども、国立天文台がいいのではないかと思うんですけども。先ほど白老っていう話も出たんですけど、ウポポイも行って来たんですよ。創生事業の財産を管理している方の話では、やっぱり国立は違うよと。休みなしでやってる展示物の迫力っていいですかね、お金のかけ方が半端じゃない。職員のスマートな説明がですね。確かに修学旅行生とか来て、大変な時期に6月、7月そのころだったと思うんですけど、国立にすることによって予算がついたウポポイなんですよ。近くに建設現場があったんで見に行ったら、これはホテルになるよと。星野リゾートでやってる、何か外観が温泉付きで、具体的にまだ骨組みみたいな感じでどんな形になるかわからないんですけど。

ですから、そんなに急がないで、3年4年5年6年とかけてやる、そのスタートをね、協力っていうか、議会の皆さんの賛同を得たいと切に思いまして、その1つ提案させていただきました。それを今、ここで区切っていただいて、皆さんの意見を聞いてもらって、それから2番目の一般質問のルールについて。近々一般質問あるもんですから。今回は大人しくしようと思ったんですけど、やっぱり質問事項が段々段々、こういうのがいいんじゃないのかっていうのがありまして。そのことにルールみたいなこと聞き直したいと思っております。まず、区切って天文台のことについて皆さんのご意見を聞かせていただきたいと思っております。

高橋秀之議長

ということなんで、聞いたばかりで、多分すぐには出てこないと思うんですけど。何か気づいたことがあれば。

西澤副議長

まず、高橋秀明議員の思いというか、何かをしたい、幌延のために、幌延発展のためにから出てくる発想かなというふうに思って理解はいたしますが、まず天文台にどれぐらいかかるのかをまずわかっていなかったりとか、数字的なものとかですね。あと、国立天文台がいいって思うっていうことは、国立天文台を誘致しようというか、そのための議会、幌延町一丸となって動きましようっていう話なのかなというふうに理解はいたしますが、ここに最北の天文台になるから、例えばこの辺が暗いから星がきれいに見えるからいいって言うだけでは、そこに天文台造って、人を呼び寄せるだけのものと、その天文台がいくらなのかは、ちょっとまだ全然数字は見えてきてませんけれども、その辺の兼ね合いが、今私の中ではなかなかこうマッチングしないので、例えばその議会の賛同を得るっていうような前に、いろんなものを調べなきゃならないんじゃないかなというふうには思います。ただ、その思いだけで議会の賛同を得たい、幌延町を良くしたいからこういう話なんだっていうだけでは、議会全体

としての賛同が得られないんじゃないかなというふうには思います。

佐藤議員

6月の定例会で、発言されたと思います。町長も、議員の皆さんで協議して、揉んでからっていうあれかなと思って聞いてました。確かに今、西澤議員言ったように、何かをしようということで、これは取り組み方は本当にこれ、俺らも皆そうなんだけど、大事なことだなと思って、一般質問の時も聞いてったんですけど。

今言ったように、ある程度するんでしたら、ある程度たたき台もないと。経費についてはどのぐらいかかるかは別としても、こういう暗いだけじゃなくて、こういう魅力があるよと。こういうものをやったら、こうなるとか、ある程度の物出してもらわないと、ここでただ漠然としてくるもんだから、初山別にも何かあったね。天文台なのか、あると思います。

だから、その中で幌延につくる魅力ってのは何なのか、そこら辺ももう少しちょっとまとめて来ていただければな、もう少しかなと思って今聞いてました。大変いい考え方だと思いますけど、その取り組むもの事態は別としてね、こういうものを出してくれるっていうのは大事なことじゃないかなと思って、僕も自分も、ただぼうっとして議会に出てきてるわけにはいかないかなと思って聞いておったんですけど。そこら辺のところちょっとどうなのかなと思って、今お聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

高橋秀之議長

今お2人の意見を聞くと、もうちょっとこうするとか、予算がこのぐらいかかるとか、それを造ることによってどういうものが、波及効果とかいろんなものが出てくるかっていう。そういうものたたき台が欲しいということなんで、ほかの人も多分、今の述べられたことに対して、すぐ意見を下さいっていうのもちょっと無理じゃないかなと思うんで、お2人の方は、それなりに言ってくれて。多分、私も資料が欲しいと。もしくはあれだったら。そういうものもしくは出来て、用意出来たときに、またもう一度話を伺うということで、この場は締めさせてもらってもよろしいですか。

高橋秀明議員

よろしいです。資料がある程度用意できたら、全て渡したいと思います。

それでは2つ目ですけども、近々っていうか、一般質問。先ほど言ったように、今回は遠慮しようかなと思ったんですが、するようになったんで、そのルールの確認をしたいと思うんですけどもね。一つ一つ言ってみますね。4項目ぐらいあるんですけども。これに対して議長が答えてくれるのか、事務局が。

(高橋秀之議長「分かるそこだけは」)

まず、この目的はですね、ひとつは開催日が短いつて私は思うんですよ。4日間って言って、この間のファックスでも、2日で終わると思いますって。私、前の議員の深澤議員が牧草時期になったら農家の人が早くやめるべやとか、とか農家議員が言ってたっていう話を聞いてたこともあるんですけどね。そしてあと町長に私が傍聴来ないねって言って、何か答えてましたね。活気ある議会にするためには、1人当たりの持ち時間がアップしたら、議長を除いて、6人ですか。ひとり1時間かければ6時間。いろいろ他に予算審議だとかって結構な2日いっぱいかかる、3日目もいったらなってくればなと思って。ただ、面白い議会や、聞いてて楽しくないって傍聴人いないと思うので、その辺のことをどこまで言っているのかっていうのを聞くために、今これから、箇条書的に質問しますけど、よろしいでしょうか。

1人あたりの質問時間はどのように決まっているんですか。

高橋秀之議長

1時間って決まっています。これはちょっとどっから出てきたっていうの聞かれると俺も困るんだけど、もう1時間って決まってるんで。

西澤副議長

一問一答式にしたときに1時間って決めてるんですよ。

早坂事務局長

答弁も含めての1時間ということです。質問と答弁含めての1時間。

高橋秀明議員

再質問は何回まで。

高橋秀之議長

1時間以内なら。

高橋秀明議員

何回でもいいんですね。

早坂事務局長

一問一答ってやつですね。

高橋秀明議員

数回やっても1時間以内に収まればよい。

高橋秀之議長

はい。

高橋秀明議員

僕も個人情報だとかで議長に怒られたりしたんだけど。名前についてね、確かに個人情報の観点から固有名詞使っちゃいけないっていうのは分かるんだけど、そのためのベースになるものって言いますか。例えばですけども、固有名詞を使うために僕がちょっと思ったのが、何件かあるんですけども。小学校、中学校、高校時代の同級生もフルネームも出したら駄目なんですかっていうことが1つなんですよ。

西澤副議長

例えば今の質問だと、それを言わないと質問にならないんですかって話なんです、逆に。それを言わなくても、別に高橋秀明さんの同級生の名前を答える側も別に聞きたいわけではないので、高校時代の友人だけで済むじゃないですか。それをわざわざ固有名詞を使っている意味が逆にわからないんです。

高橋秀明議員

高校時代の友人でも職業言ったら、私天塩高校なんですけどね、推測出来ちゃうけどもそれは、そんで名前を出さない限りは良いということですか。

西澤副議長

それが今、秀明さんがやろうとしてる質問にとって必要であればすればいいんですけど、別にそれが無くても質問できるのであれば、そこはわざわざしなくてもいいですよ。別に公表する必要はないじゃないですか。

高橋秀明議員

逆に言えば、それを出すことはいけないよっていうことなんですか。

高橋秀之議長

いやだから、さっき言った質問に関連して言わないと、そこは質問出来なかったら、それは必要と見てそこへ入れてく、職業でも。ただ、それも入れなくても質問が成り立つんだったら、入れなくてもいいんでないですかってことを言ってんじゃないかなと思うし。

質問に、それを言わないと質問の意味が通じない場合は入れないと駄目だし、それは入れなくても質問の意味がわかれば、別に入れなくてもいいんでないですか。

西澤副議長

私が読んだその一般質問の仕方っていう本は、そういうのを良しとしてなかった。個人名だったり企業名だったりっていうところを入れるってのは、良しとしてなかったの。

佐藤議員

いれてもNGではないということですか。その人に首傾げられるかもしれないけど。聞いてる人が、なんでそこまで言うのかなって。

西澤副議長

そこが事実と反した場合は、議事録に載ってくるので、その個人が訴えられるとかそういう問題かなとは思いますが。

高橋秀明議員

ファジーな部分もあるけど、わかりました。

そして、亡くなった方の人の名前、著名人だった場合は許されるのか。

西澤副議長

基本的に同じです。今の高橋秀明さんが言ってるのは同じで、答えが私の場合は、答えと一緒にするのは、その質問に、その人の名前が必要であれば入れるしかないですよって話です。その人の名前を入れなきゃ質問が成り立たないんであれば、入れるしかないですよってことです。

高橋秀明議員

ひとつはさ、亡くなった方の名前言っても、訴える人は亡くなった方だから。親族かどうかは別にして。

西澤副議長

訴えられるって言ったのは、さっきは議事録に載るので、それを見た側が事実と反してる場合は、訴えられる可能性がありますねって言ってるのは、リスクの可能性の話であって、その前に、今言ってるその前提としては、質問に、個人名や企業名が必要であれば入れるしかないですよ。その質問が成り立たないんであれば。でも、その質問が成り立つんであれば、いらんんじゃないかなあと思います。

例えば今日の委員会の橋のこっち側の山が企業名おっしゃってたじゃないですか。でもあれだって、別に企業名いらんないですよ。企業名はなくても、そこに通っている人たちがいるっていう話は私は知ってるんですけど、だけでも通じる話じゃないですか。わざわざ別に企業名を入れる必要ないですよと思います。

しかも、わかんないですよ。どっちが事実かわかんないですけど、無量谷さんはそのときにそこは買ってないんじゃないかっていう話で、どっちが正しいとかわかんないじゃないですか、この場でも。だけどそれはわかんないまま議事録載ったときに、後でいろいろ問題が起きる可能性が出てきちゃいますよって話になるので。

高橋秀明議員

日本は法治国家だから、どういう法律に縛られてそういう発想になるんですか。

西澤副議長

私がさっき読んだっていうのは、良しとしないということで、法律上そこを制限されているわけではないと思います。議会の品位とかそういうような意味合いだと思います。

さっき高橋秀明議員がちょっとファジーで曖昧だねって言ったのはそのとおり、個人名出す、私の読んだ本が良しとしないっていうことが書かれていたって話なので、それを個人名や企業名を言わないで質問でできるのであれば、そうしたほうがいいって話だけです。

高橋秀明議員

なんとなく理解するようにします。

もうひとつはね、あと役場職員、課長とか係長とかその人たちのフルネームを言うのは、問題ないかと思うんですけど、どうですか。

早坂事務局長

それもですね、同じようなものだと思うんですが。例えば、それも結局質問に必要ですかっていう話がまた出てきちゃうんですねここでもね。ただ、役職は例えば企画なら企画ですか、企画政策課長がこのような形っていう話をする分についてはですね、政策的な討論の上では問題ないかもしれませんが。やはりそこもですね、個人情報ですとかそういったところが絡んでくる可能性はないとは言えない。ですから、やっぱり質問がやはり成り立つかどうかっていうところがやっぱりベースにあるってことなんですね。

高橋秀明議員

ほぼわかりました。その辺を考えて、先に提出するから、それで先にチェック受けるかもしれないですけどね、9日締め切りにもうちょっと早く。

そして、質問の案件は、4つも5つもその辺できるのかどうかね、3つぐらいで止めなさいとか、何かその辺のルールはあるんですか。

高橋秀之議長

それはないと思います。ただ、時間が1時間しかないんで、その中で収まる質問量が妥当ではないかな。ただ、質問だけたくさんやっても、最後の2つぐらい出来ないよっていうんだったら、質問してる意味がないんで、それをどっかに取っというて、次とかって回して、その1時間の中でこなせる量のものを考えて出したほうがいいじゃないかなと私は思います。

高橋秀明議員

5つっていうのは極端な例で、自分自身で絞って3つにするなら3つにする。そういうの判断で。

高橋秀之議長

私たちが、ここ長いとか一つにしなさいとかっていうのは、ないんで。その中の文言とかこう聞き方をこうしたらいいですよっていうことは言うかもしれないけど、よっぽどのことない限り。

早坂事務局長

追加なんですけども、例えばなんですけど、ほかの方が出されてる一般質問の内容が被ってしまう場合っていうのはもしかしたら、あるかもしれません。そういう場合には調整させていただくこともあるかもしれません。ここだけはちょっとご理解いただきと思います。

高橋秀明議員

おそらく今回、1番で提出する気で。私の方で削るのはやぶさかでないですから。

早坂事務局長

先着順もありますんで。

高橋秀之議長

よろしいですか。

(高橋秀明議員「はい」)

全員協議会に出されてる案件を全部これで終了いたしました。

ほかに何かあれば、あれですけど、なければ、ここで。

斎賀議員

佐藤さんと高橋秀明さんは議員必携は貰ってるんですよね。

高橋秀之議長

事務局のほうから多分渡ってるんじゃないかな。

高橋秀明議員

途中当選だから貰ってないんです。

斎賀議員

これ皆取ってるんですよ。

早坂事務局長

これ読むとですね、大体のことが書かれたりするんですね。先ほど一般質問のこともちょっと出たりするんです。

高橋秀之議長

わかりました。ちょっと調べて、もしくは持ってなかったら、急遽段取りして渡しますんで。

ほかに。ありませんか。

(「ありません」の声あり)

したら、これにて第4回の全員協議会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

(13時55分 閉 会)

以上、相違ないことを証するため署名する。

議 長 高 橋 秀 之

主 事 満 保 希 来